

松江市ひとにやさしいまちづくり条例

施設整備手引書

松江市

目 次

第1章 松江市ひとにやさしいまちづくり条例について	1
1 条例制定の趣旨	1
2 条例の概要	2
(1) 目的	2
(2) 市、市民、地域を構成する主体等及び事業者の役割	2
(3) 基本方針	2
(4) ひとにやさしいまちづくりの推進	3
(5) ひとにやさしいまちづくり推進会議	5
第2章 整備基準について	6
1 対象施設	6
2 事務手続きの流れ	9
3 車いす使用者、つえ使用者の基本的寸法	11
4 整備基準の解説	15
(1) 共通事項	15
手すり	15
視覚障害者誘導用床材	
(線状ブロック及び注意喚起用床材(点状ブロック等))	17
洗面所	19
溝ぶた	19
(2) 建築物	21
廊下等	21
階段	23
傾斜路	26
便所	28
駐車場	34
敷地内の通路	36
移動等円滑化経路	38
・ 出入口	38
・ 廊下等	43
・ 傾斜路	46
・ エレベーター	48
・ 敷地内の通路	53

案内設備	55	
案内設備までの経路	57	
浴室	59	
客席	61	
授乳室その他これに類するもの	63	
客室	65	
更衣室及びシャワー室	67	
レジ通路及び改札口	69	
案内板	71	
標識	72	
(3) 道路		76
歩道等	76	
立体横断施設	81	
乗合自動車の停留所	86	
自動車駐車場	88	
移動等円滑化のために必要なその他の施設等	89	
(4) 公園		93
園路及び広場	93	
屋根付広場	100	
休憩所及び管理事務所	101	
野外劇場及び野外音楽堂	103	
自動車駐車場	105	
便所	105	
水のみ場、手洗い場	106	
掲示板及び標識	108	
(5) 路外駐車場		110
建築物以外の路外駐車場	110	

第 1 章 松江市ひとにやさしいまちづくり条例について

1 条例制定の趣旨

これまで、国や地方自治体では、高齢者・身体障害者など日常の移動等に特別な配慮が必要な人を主な対象者として、バリアフリー施策が行われる傾向がありました。

本市でも、平成 7 年度に「松江市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」を策定し、高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が暮らしやすいまちづくりをするための基本的考え方や施設の整備基準を定め、市内のバリアフリー化を進めてきました。

しかし、近年は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）」の施行やユニバーサルデザインの進展に見られるように、障害の有無や性別、年齢などに関わらず、すべての人が快適な社会生活を送ることができるような施策が求められるようになってきております。

こうしたことを踏まえ、もう一段上の施策を展開するため、市、市民、地域を構成する主体等及び事業者の役割を明らかにして、ひとにやさしいまちづくりを総合的に推進し、公共の福祉の向上に資することを目的として平成 20 年 6 月に条例を制定しました。

2 条例の概要

(1) 目的

この条例は、高齢者、障害者をはじめとするすべての人が安全に、安心して、快適に過ごすことのできる社会を構築するため、市、市民、地域を構成する主体等及び事業者の役割を明らかにすることにより、ひとにやさしいまちづくりを総合的に推進し、公共の福祉を向上することを目的としています。

(2) 市、市民、地域を構成する主体等及び事業者の役割

市、市民、地域を構成する主体等及び事業者が互いに補いながら皆で協働して一つのまちをつくりあげていくことが重要です。そのために、この条例では、それぞれの役割を定めています。

市	<ul style="list-style-type: none">・ ひとにやさしいまちづくりに係る総合的な施策を策定し、計画的に実施すること。・ すべての人が安全に、安心して、快適に利用できるよう特定施設¹、特定工作物²を整備すること。・ 市民、地域を構成する主体等、事業者が実施するひとにやさしいまちづくりに関する事業に必要な支援を行うよう努めること。
市民	<ul style="list-style-type: none">・ ひとにやさしいまちづくりについて理解を深め、主体的に取り組むよう努めること。・ 市、地域を構成する主体等、事業者が実施する事業に協力するよう努めること。
地域を構成する主体等	<ul style="list-style-type: none">・ 地域福祉を推進するよう努めること。・ 市、市民、事業者が実施する事業に協力するよう努めること。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 自らが地域社会の一員であることを認識すること。・ 市、市民、地域を構成する主体等が実施する事業に協力するよう努めること。・ すべての人が安全に、安心して、快適に利用できるよう特定施設、特定車両、特定工作物を整備すること。

1 特定施設 : P6 を参照

2 特定工作物 : 信号機、公衆電話所、乗合自動車の停留所、案内標識、現金自動支払所、自動販売機をいいます。

(3) 基本方針

市が、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を策定し、実施するための基本方針を定めています。

ひとづくり、地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> すべての人が、思いやりの心もち、お互いに助け合える地域社会となるよう、将来を担う子どもたちの育成をはじめとするひとづくり及び地域づくりを進めること。
特定施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> すべての人が、特定施設を安全に、安心して、快適に利用することができるよう整備及び維持を行うこと。
交通環境の整備及び安全な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> すべての人が、安全に、安心して、快適に生活できるよう、交通環境の整備、防災対策及び防犯対策等を行うこと。
国際文化観光都市・松江のおもてなし	<ul style="list-style-type: none"> 訪れるすべての人が、安全に、安心して、快適に過ごすことができるよう、おもてなしの心の醸成と必要な情報提供等を行うこと。

(4) ひとにやさしいまちづくりの推進

条例が目指すまちづくりを推進するために必要な事柄を定めています。

ひとづくり、地域づくり	<p>最も重要な礎である「ひとづくり、地域づくり」を進めるため、まちづくりに必要な活動を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、制度の内容や全国の先駆的な取り組みなどの情報をホームページやケーブルテレビ、パンフレットなどを通じて提供します。 市は、市民ひとりひとりがまちづくりについて学習を深める機会がもてるよう努めます。 市は、将来を担う子どもたちをはじめ、すべての人が、学校教育や社会教育、地域社会等の場で、福祉教育が充実されるよう努めます。 市、市民、地域を構成する主体等、事業者は、それぞれが広報や自己啓発などの取り組みを行うよう努めます。 市民、地域を構成する主体等、事業者は率先してボランティア活動に参加し、市は、人材の育成の取り組みがさらに広がるよう努めます。 市民、地域を構成する主体等、事業者はお互いが積極的に連携し、地域社会全体の課題を解決する取り組みを進めることで、地域づくりを進めます。市は、その取り組みに対して支援を行うよう努めます。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>特定施設の整備</p>	<p>すべての人が安全に、安心して利用できる特定施設(ハード)に関する整備基準及び特別特定施設の新築などを行う場合の手続きを定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備基準は、建築物、道路、公園、路外駐車場について定めています。(施行規則別表2) ・ 特定施設の新築などを行う場合には、整備基準に適合させるよう努めてください。また、あらかじめ届出をしてください。 ・ 適合していない場合、市は、指導や助言を行うことができます。 ・ 指導や助言に従わず、正当な理由がない場合、市は勧告や公表をすることができます。
<p>交通環境の整備及び安全な生活環境の整備</p>	<p>建築物や道路などの特定施設をつなぐ、移動手段の整備や移動経路の構築、防災・防犯・住宅の整備など、安全に、安心して、快適な生活環境の確保について定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通事業者、特定施設の設置者等は、わかりやすく利用しやすい公共交通の整備などに努めます。 ・ 公共交通事業者は、利用しやすい特定車両等を整備するよう努めます。 ・ 市、市民、地域を構成する主体等、事業者はそれぞれが非常時や緊急時に備えた安全確保等に努めます。 ・ 公衆電話、案内標識など特定工作物の設置者等は、利用しやすい特定工作物を整備するよう努めます。 ・ 市、市民、住宅を供給する事業者は、それぞれが安全で快適な住宅が整備されるよう努めます。
<p>国際文化観光都市・松江のおもてなし</p>	<p>国際文化観光都市にふさわしいおもてなしについて定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪れるすべての人が「松江に来てよかった、もう一度松江に来たい」と思われる街になるよう、親切さやさしさが日常から感じられるよう、心のバリアフリーを進めます。 ・ 訪れる人が知りたい情報をわかりやすく提供し、外国の方も一人で観光できるような案内看板の整備、特定施設のバリアフリー化などに努めます。

	<ul style="list-style-type: none">・ 訪れるすべての人が、馴染みのない土地でも、生命を守ることができるよう、災害時等に対応した情報を提供します。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) ひとにやさしいまちづくり推進会議

この条例を推進するにあたり、推進会議を設置することを定めています。

市長からの諮問に対して調査審議します。また、ひとにやさしいまちづくりを推進するうえで重要な事柄について、市長に意見を提出することができます。

詳しくは規則で定めていますが、委員数は 15 名以下で構成され、構成員は、市民、事業者、学識経験者、関係行政機関、その他市長が必要と認める者としてします。

第2章 整備基準について

1 対象施設

条例の対象となる施設（特定施設）及び事前の届出の対象となる施設（特別特定施設）は、次のとおりです。

（1）特定施設

病院、劇場、公民館、展示場、百貨店、図書館、道路、公園など不特定多数の者が利用する施設をいいます。具体的には、「（3）対象施設」の「特定施設」欄に掲げる施設です。

特定施設については、新築、新設、増築、改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替え又は用途の変更をしようとする者は、当該特定施設を整備基準に適合させるよう努めてください。

（2）特別特定施設

特定施設のうち、すべての市民が安全かつ安心して施設を利用することができるよう、特に整備を促進することが必要な施設をいいます。具体的には、「（3）対象施設」の「特別特定施設」欄に掲げる施設です。

特別特定施設を新築、新設、増築、改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替え又は用途の変更をしようとする場合には、事前に届出してください。

(3) 対象施設

特定施設は、建築物、道路、公園、路外駐車場に分けられます。

建築物

区分	特定施設	特別特定施設	
医療施設	病院、診療所	すべての施設	
集会場	公民館、冠婚葬祭施設、研修施設		
社会福祉施設等	老人福祉施設、有料老人ホーム等		
文化施設	図書館、博物館、美術館		
金融機関等の施設	金融機関		
通信施設	郵便局等		
公共交通機関の施設	公共交通機関の施設 (駅、港湾旅客施設、バスターミナル)		
公衆便所	公衆便所		
官公庁の施設	国、地方公共団体等の庁舎、施設		
火葬場	火葬場		
学校等	学校、専修学校、各種学校自動車教習所、公共職業能力開発施設等	すべての施設	
公衆浴場	公衆浴場		
<u>観光施設</u>	<u>観光案内所</u>		
<u>公共用歩廊</u>	<u>公共用歩廊</u>		
理容所及び美容所	理容所、美容所		50㎡以上
<u>薬局</u>	<u>薬局</u>		<u>100㎡以上</u>
サービス業を営む店舗等	質屋、クリーニング取扱店、貸衣装屋、旅行代理店等		100㎡以上
物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケット、給油取扱所等		300㎡以上
飲食店	食堂、レストラン、喫茶店等		<u>1棟あたり500㎡以上</u>
宿泊施設	旅館、ホテル等		
興行施設	劇場、映画館、観覧場及び演芸場等	500㎡以上	
体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、ゴルフ場、スケート場等		
遊興施設	ぱちんこ屋、カラオケボックス等		
駐車場	自動車駐車施設		
事務所	事務所	<u>1,000㎡以上</u>	
展示施設	展示場、資料館等	1,000㎡以上	
工場等	工場、研究所等	<u>3,000㎡以上</u>	
共同住宅	共同住宅、寄宿舍等	戸数又は室数が30以上の施設	
卸売市場	卸売市場		

 は、市独自項目（島根県と異なります）

建築物以外の施設

区分	特定施設	特別特定施設
道路	国道、県道、市町村道等で歩道を設置するもの（自動車専用道を除く）	すべての施設
公園等	児童遊園、都市公園等の公園又は緑地（建築物を除く）	高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づく特定公園施設
建築物以外の路外駐車場	路外駐車場	駐車部分が500㎡以上

2 事務手続きの流れ

特別特定施設を新築、新設、増築等する者は、当該工事に着手する21日前に市長に届出をしてください。また、工事が完了した場合にも、完了届出書を提出してください。

(1) 工事に着手する前の届出

特別特定施設新築等届出書に必要な書類(施設整備項目調書、付近見取図、配置図、各階平面図(内容に変更が発生した場合は、特別特定施設等変更届))を添付して市に提出してください。

<届出先>

建築物 : 建築指導課

道路 : 国道、県道、市町村道が対象となりますので、市民の皆様がこの条例に基づき届出をすることはありません。市道へ編入することを想定して、私道を整備される場合や、既存の私道を市道へ編入される場合などに、管理課にご相談ください。

公園 : 公園緑地課

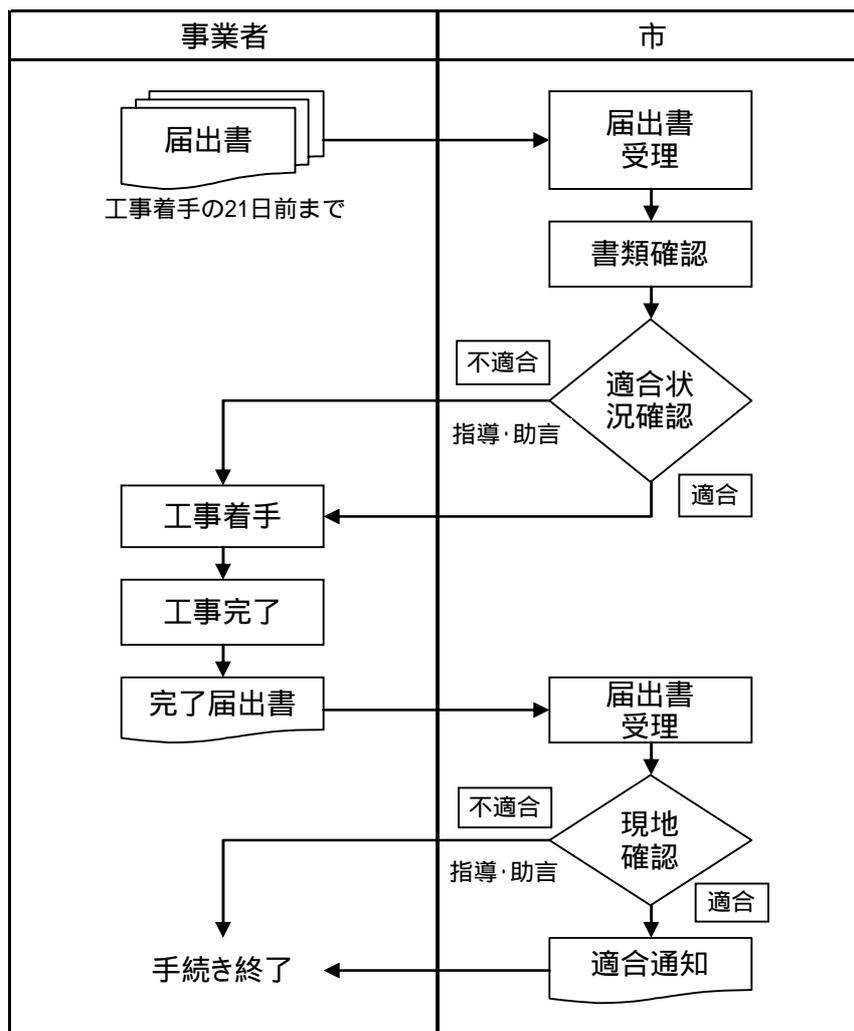
路外駐車場 : 都市計画課

開発行為等 : 開発行為等を行う前の開発協議の際に、ご相談ください。

(2) 工事完了後の届出

特別特定施設新築等完了届出書を市に提出してください。提出先は、(1)で工事に着手する前に届出をした部署です。

(3) 届出フロー図

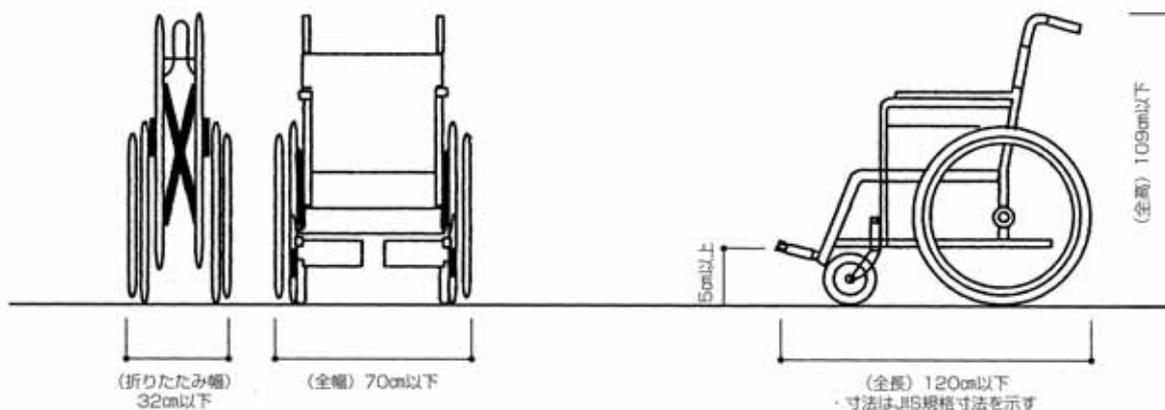


3 車いす使用者、つえ使用者の基本的寸法

(1) 車いすの寸法

手動車いすの寸法

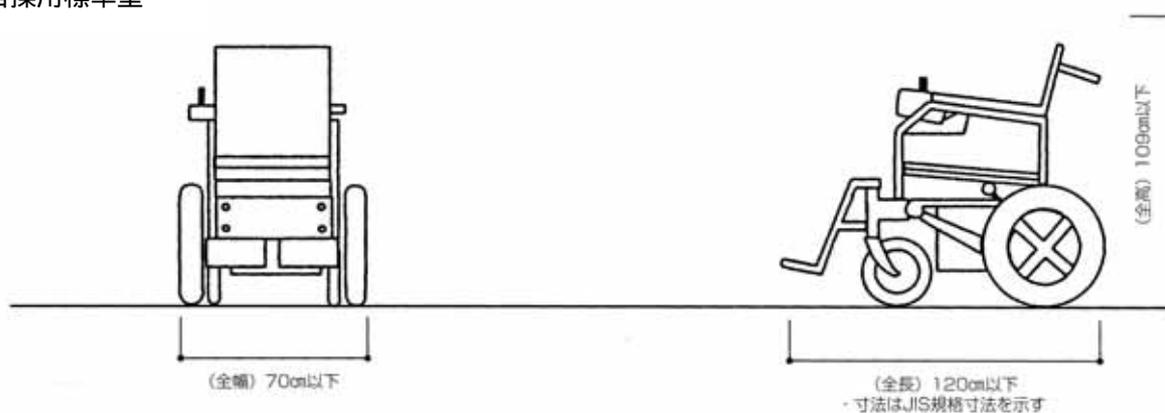
大型、中型、小型の3タイプがあり、使用者によって、スポーツ用、片マヒ用、和室用などがある。



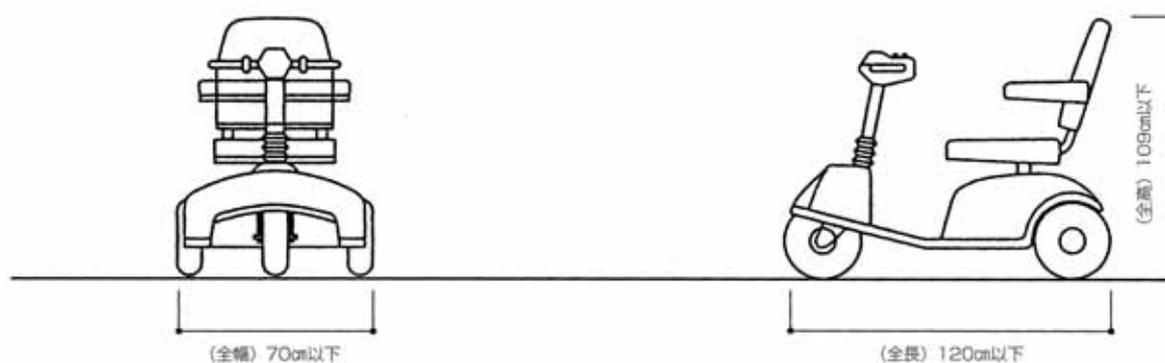
電動車いすの寸法

登坂力 10° (17.6%、約 1/1.57) 以上、段差の乗り越えは、4cm 以上 (屋外用) が可能である。

自操用標準型

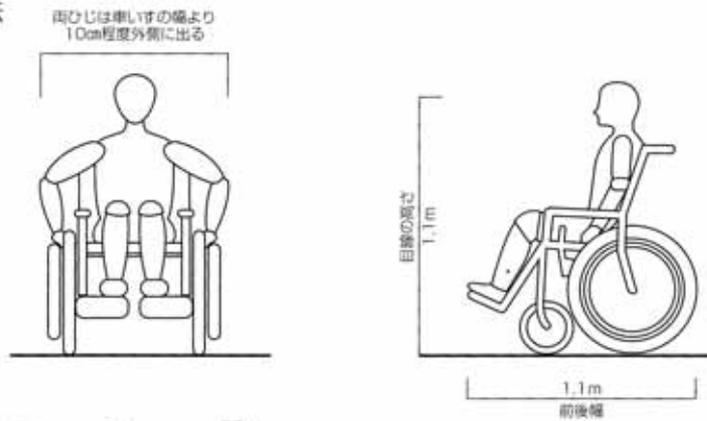


自操用ハンドル型 (三輪)

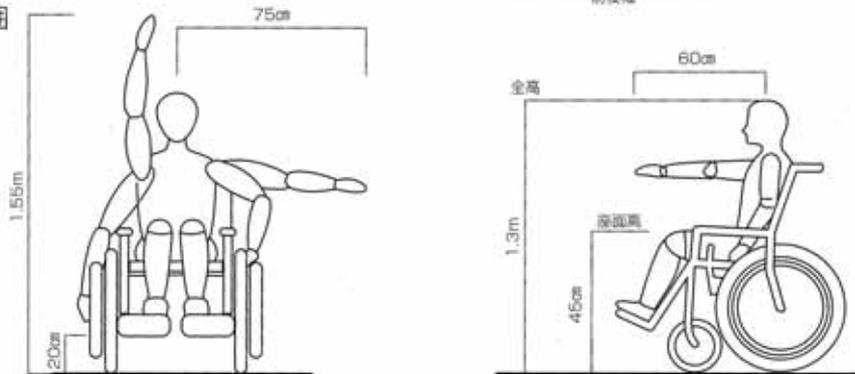


(2) 車いす使用者の基本動作作業

①人間工学的寸法

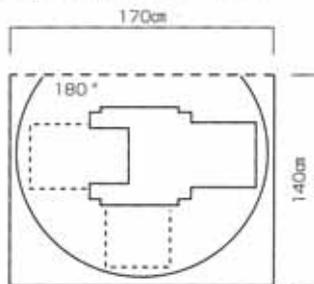


②手の届く範囲

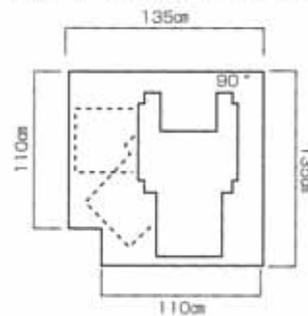


手動車いすの最小限動作空間

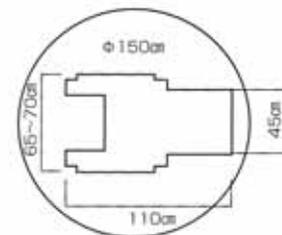
180°回転(車輪中央を中心)



90°回転(車輪中央を中心)

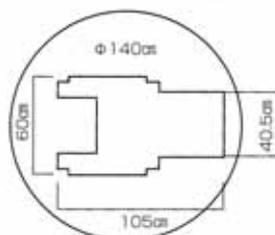


最小の回転円

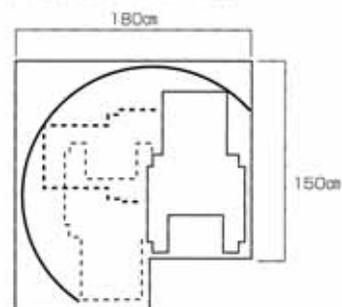


電動車いすの最小動作空間

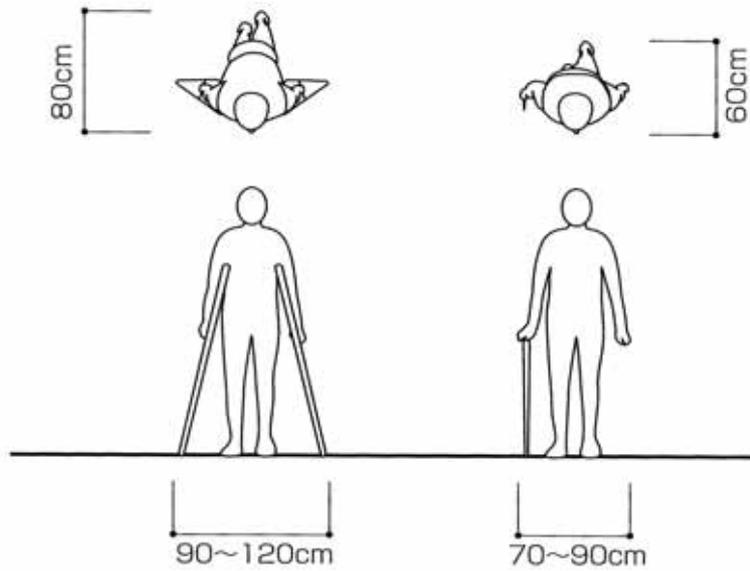
360°回転(車輪中央を中心)



180°回転(車輪中央を中心)



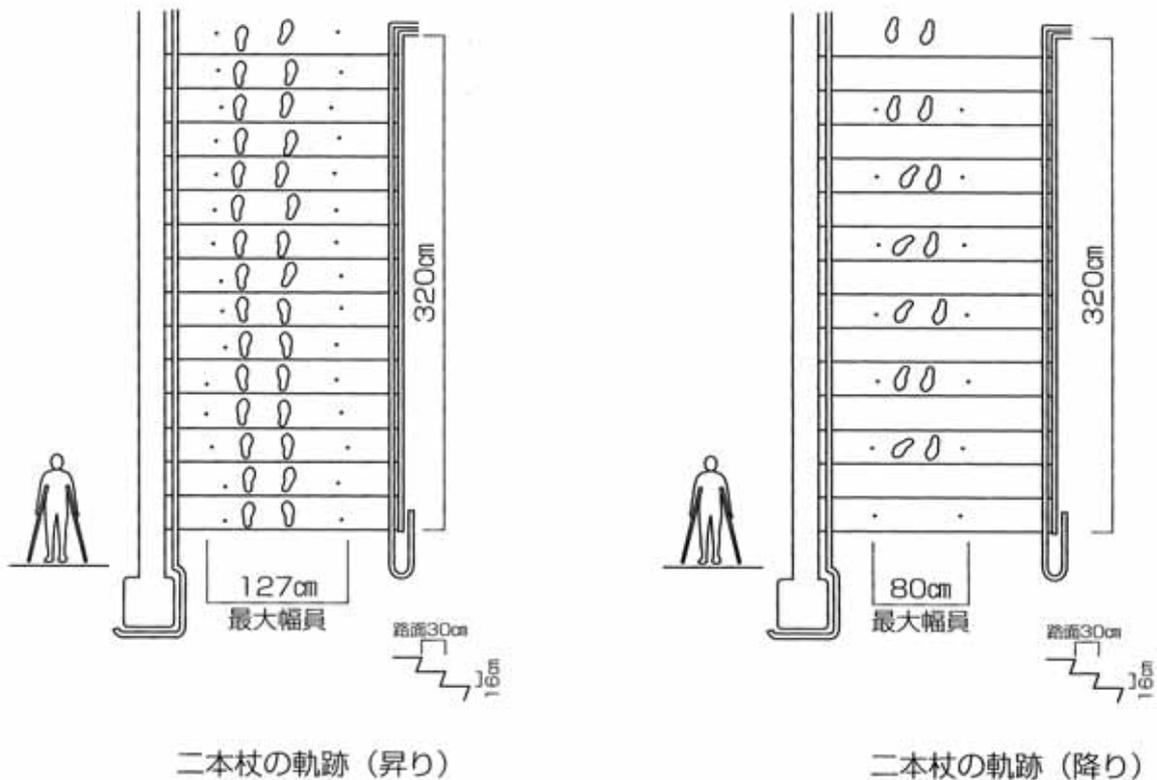
(3) つえ使用者の基本動作寸法
 人間工学的寸法



計画上必要な動作空間

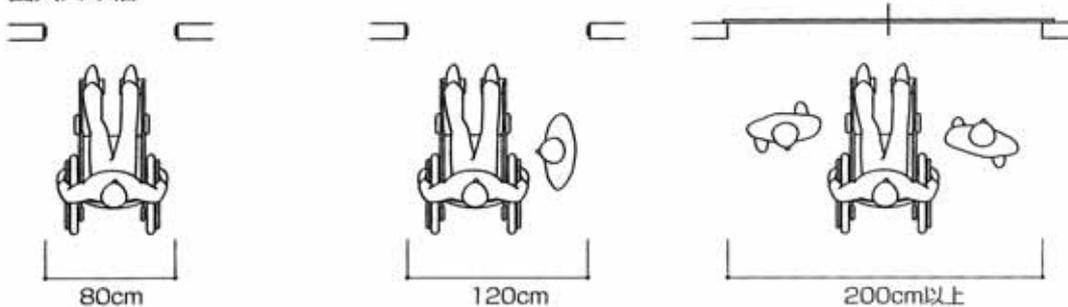
つえ使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下のとおりである。

二本つえ使用者の階段の昇降



(4) 各部の設計寸法の考え方

出入口の幅

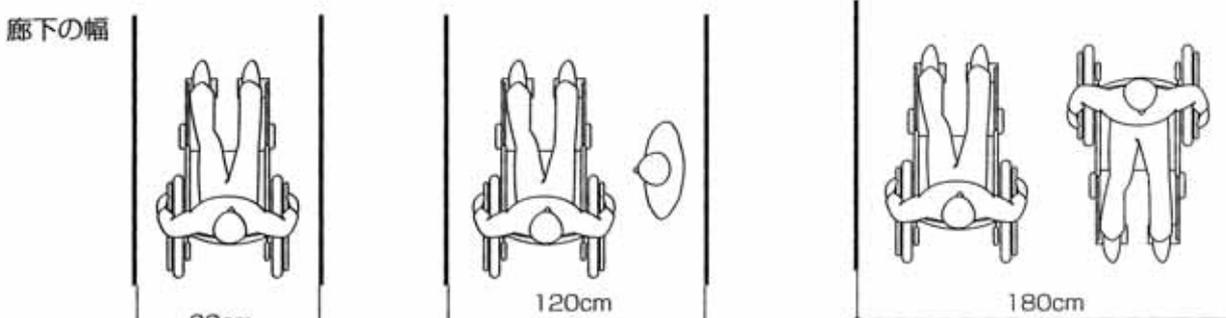


80cm:車いすで通過できる寸法
90cm:車いすで通過しやすい寸法

・人が横向きになれば
車いすですれ違える寸法

・人と車いすがすれ違える寸法

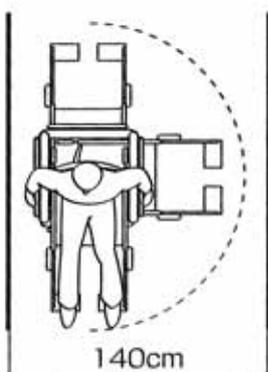
廊下の幅



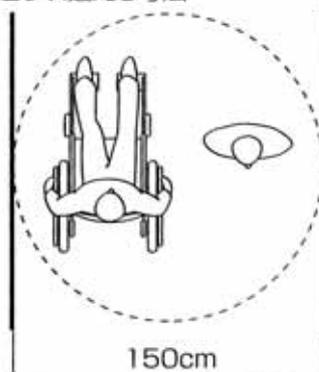
90cm:車いすで
通過できる寸法

車いすで通行しやすい寸法
人が横向きになれば車いす
ですれ違える寸法

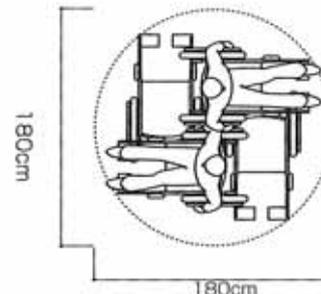
車いすどうしが行き違いやすい寸法



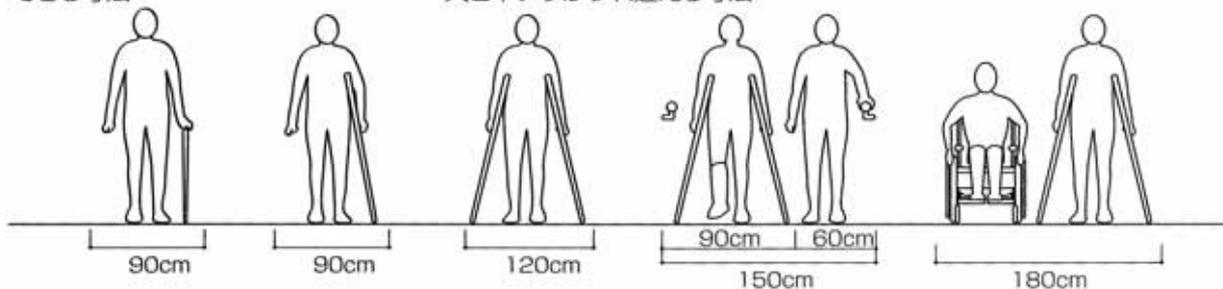
車いすが転回(180度方向転換)
できる寸法



車いすが回転できる寸法
人と車いすがすれ違える寸法



・車いすが回転しやすい寸法



・杖使用者が通行
しやすい寸法

・片松葉杖使用者
が通行できる寸法

・松葉杖使用者
が通過しやすい
寸法

・松葉杖使用者と歩行者
がすれ違える寸法

・車いす使用者と松葉杖
使用者のすれ違える寸法

4 整備基準の解説

(: 設計上の配慮事項 : 望ましい基準 (誘導的基準))

(1) 共通事項 手すり

基本的な考え方

- ・ 高齢者や障害者等の歩行や移動などの動作を補助する設備として有効であり、階段・廊下・出入口などその目的や状況に応じて、形状・寸法・材質・取付位置など考慮して設ける。

設置場所

- ・ 傾斜路 (スロープ)、階段、昇降機、便所、浴室、更衣室及びシャワー室等に設ける。特に傾斜路、階段等は安全な移動を考慮し、連続して設ける。
- ・ 前記以外の場所にも、必要に応じて手すりを設けることが望ましい。
手すりは、廊下、階段、傾斜路等の両側に連続して設けること。

取付高さ

1段の場合は、75～80cm程度とし、2段の場合は、80～85cm程度及び60～65cm程度 (小児用) とする。

壁との関係

あきは、5～6cm程度とし、手が引っかからないように手すりの下側から支持する。
手すりが取りつく壁の部分は、表面を平滑に仕上げること。

形状

外径4cm (小児用は3cm) 程度の握りやすいものとする。設置場所及び利用者の特性等を考慮した断面形状とする。

端部

手すりには、始点 (終点) 及び現在位置を知らせるために、始点 (終点) に階段にあっては30cm以上、傾斜路にあっては45cm以上の水平部分を設け、点字で表示する。
手すりは、衣服等が引っかからないように端部を壁方向又は下方向に曲げる。

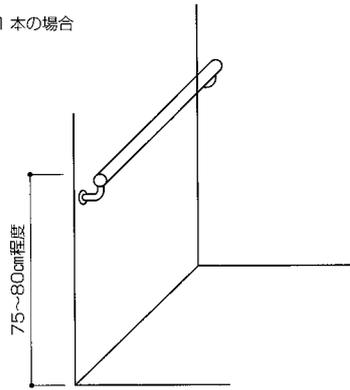
材質

階段、傾斜路等の手すりは、体重をかけたときに滑りにくいものとする。
冬季でもあまり冷たさを感じないものとする。
壁等周囲と識別しやすい色とする。

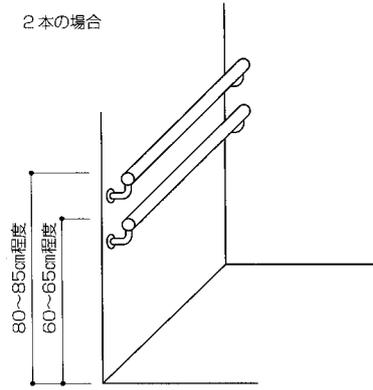
□手すりの設置例

取付高さ

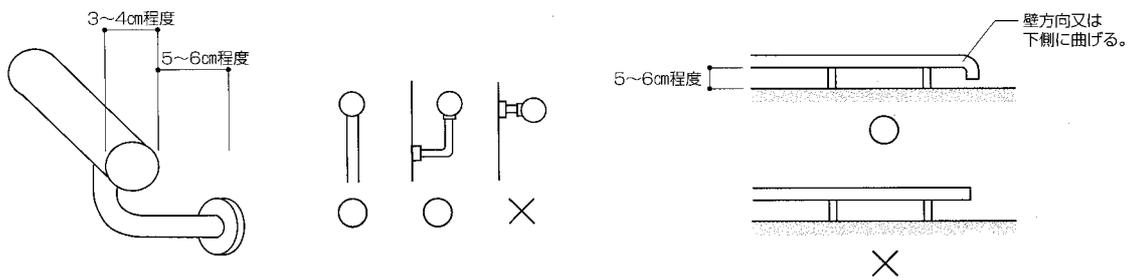
1本の場合



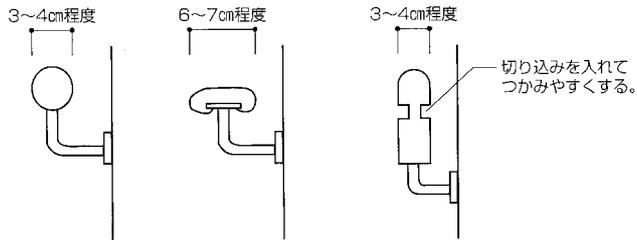
2本の場合



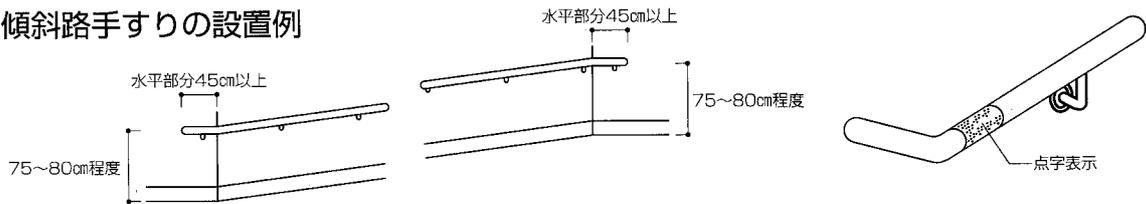
支持方法



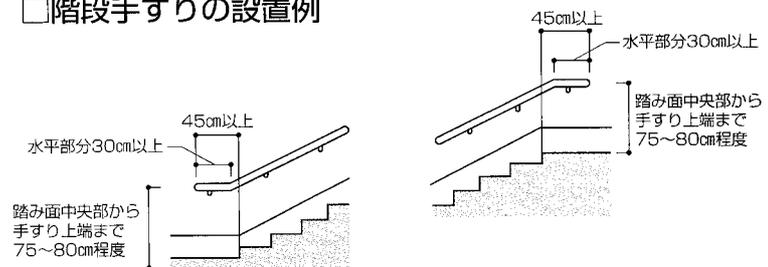
形状



□傾斜路手すりの設置例



□階段手すりの設置例



視覚障害者誘導用床材（線状ブロック等）及び注意喚起用床材（点状ブロック等）

基本的な考え方

- ・ 視覚障害者等にとって情報伝達、危険回避のための重要な手段である。誘導等の大半は、足裏の触覚と残視能力の双方によって行われるので、敷設にあたり、視覚障害者等が容易にその位置を確認でき、わかりやすいよう配慮する必要がある。

種類及び形状

形状・寸法及びその配列は、JIS T9251による。

誘導用床材（線状ブロック等）

- ・ 形状 表面に平行する線状の突をつけたもの。
- ・ 敷設目的 誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる。
- ・ 敷設方法 誘導する方向と線状突起の方向を平行にして、連続して敷設する。

注意喚起用床材（点状ブロック等）

- ・ 形状 表面に点状の突起をつけたもの。
- ・ 敷設目的 注意を促したり、誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。
- ・ 敷設方法 段差部分（階段の始点・終点等）、屈曲部、交差部、危険個所の前面等に敷設する。

色及び材質

周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差の大きいものとするにより識別しやすいものとする。

- ・ 屋外で使用する場合は、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものとともに、色あせが少ない素材とする。

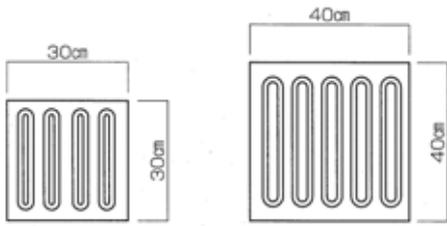
曲線など方向が認識しにくい誘導は、混乱を招くため原則として90度（やむを得ない場合は45度）による方向転換とする。

下肢障害者や車いす使用者の通行に支障とならないよう配慮する。

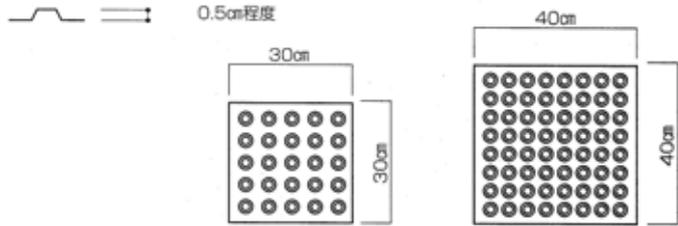
マンホールや柵等がある場合には、中断するのではなく誘導用床材を貼った化粧蓋等とし、連続して敷設する。

□誘導用床材・注意喚起用床材の形状

●誘導用床材（線状ブロック等）

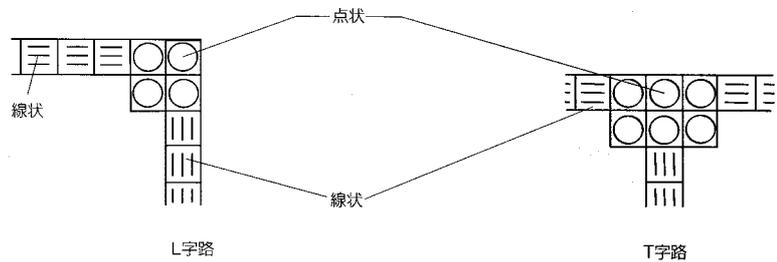
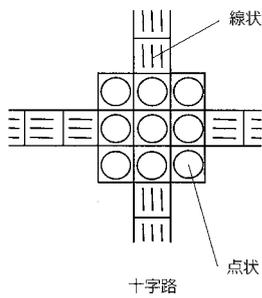


●注意喚起用床材（点状ブロック等）

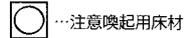
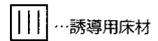


□交差部及び屈曲部の配置例

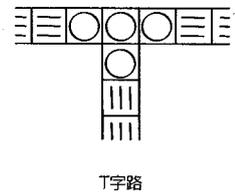
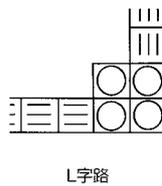
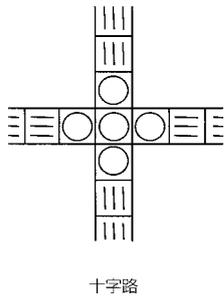
30cm角の床材を使用する場合



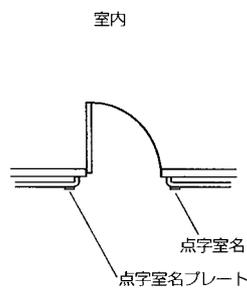
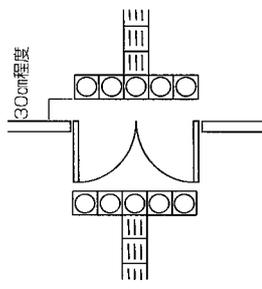
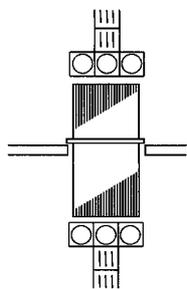
凡例



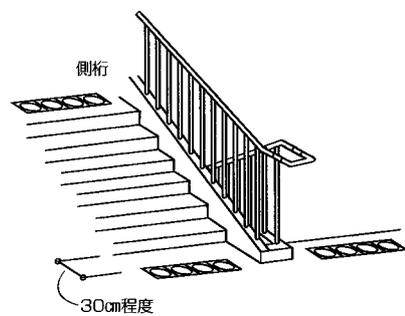
40cm角以上の床材を使用する場合



□出入口付近の配置例



□階段の配置例



玄関の設置例（30cm角の場合）

洗面所

基本的な考え方

- ・ 車いす使用者、その他の障害者、松葉づえ使用者、高齢者、妊産婦、子供等すべての人が利用できるよう配慮する必要がある。

洗面器には、車いす使用者のひざや足先が入るスペース（高さ60～65cm程度、奥行き45cm程度）を設ける。

排水トラップは、車いす使用者の邪魔にならないよう横引タイプ（Pトラップ）のものとする。

松葉づえ使用者や高齢者等の使用に配慮し、手すりを設ける。

水栓器具は、レバー式、光感知式など操作が簡単なものとし、蛇口は、水が飛散しないよう泡沫水栓とする。

鏡は、車いす使用者と立位者がともに利用できるように、高さを下端80～90cm程度とし、大きめのものとする。

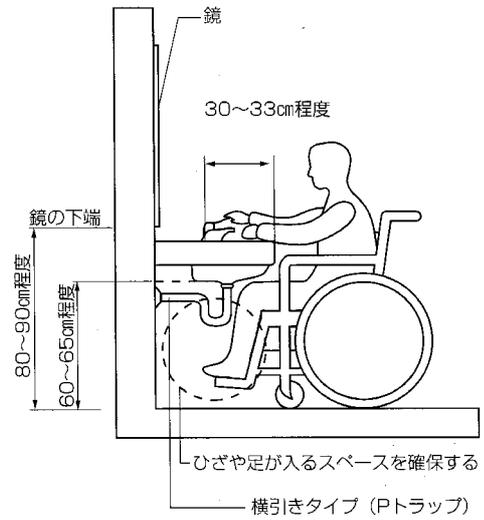
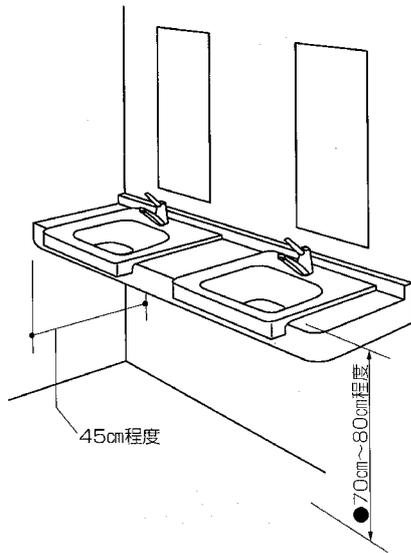
床面は、水に濡れても滑りにくい仕上げとする。

洗面台には、つえの立てかけ場所、タオル、コップなどの物置台を設けることが望ましい。

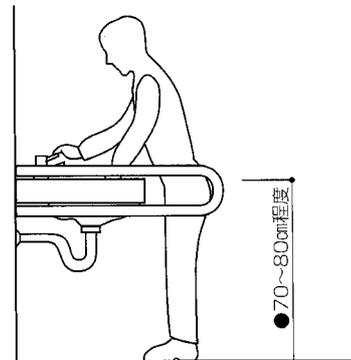
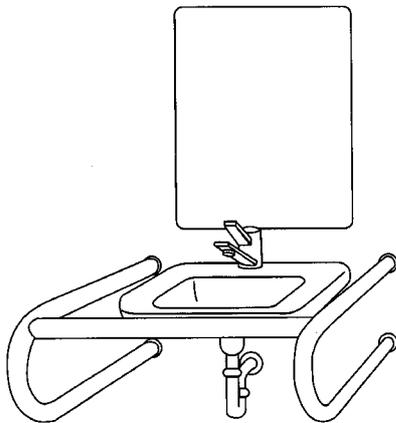
給湯蛇口は、湯の表示をわかりやすくし、あわせて点字表示することが望ましい。

□洗面所の整備例

●車いす使用者洗面器

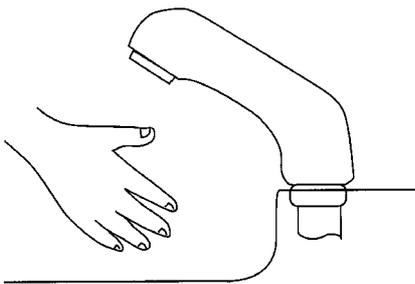


●松葉杖使用者等の歩行困難者用洗面器

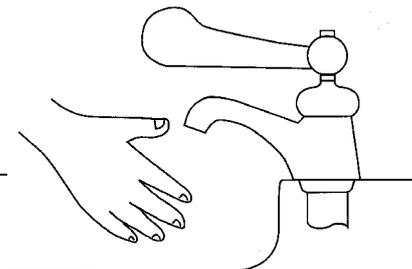


□水栓器具の例

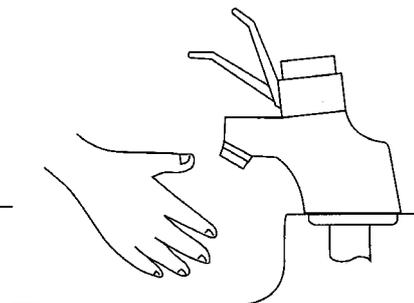
●光感知式水洗



●レバー式立水栓



●レバー式混合栓



手を差し出すと、光を感知し自動的に水がでる。
 ※同一の建築物内では同一仕様の水洗器具とすることが望ましい。

溝ぶた

基本的な考え方

- ・ グレーチング、マンホール、格子ぶた等は、歩行者の通行に障害とならないよう考慮し、特に車いす使用者やつえ等を使用する者の通行に配慮する必要がある。

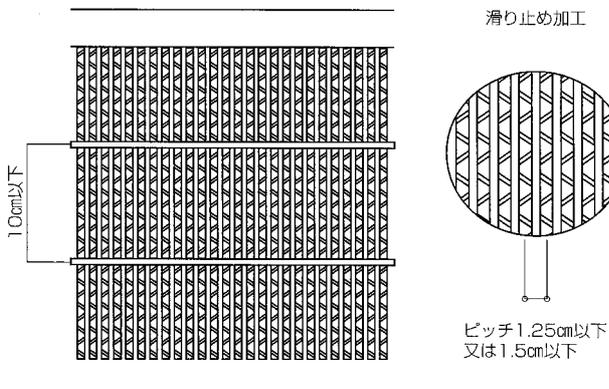
車いすの小車輪、つえ等が落ちない形状とし、表面の仕上げは、ノンスリップタイプ等の滑り止め加工したものとする。

溝ぶたの種類

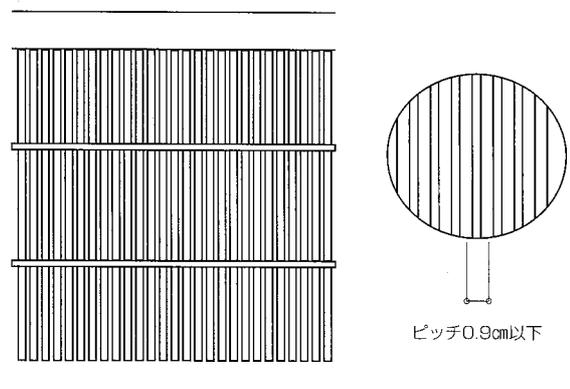
- ・ 細目タイプ ピッチ1.25cm又は1.5cm、10cm以下
- ・ 丸穴あき型 穴の直径は2cm以下

□溝ぶたの形状

細目タイプ溝ぶた（耐荷重 20t可）

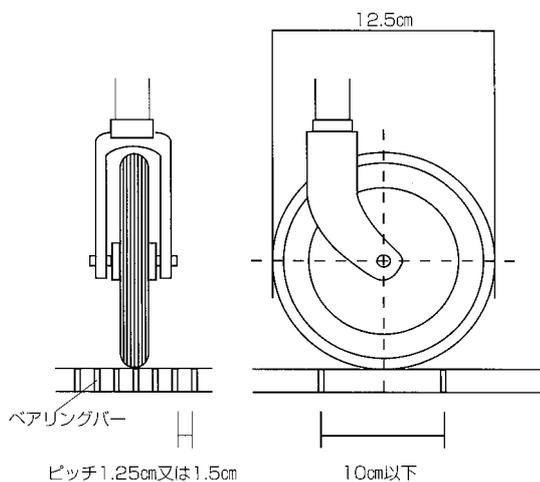


格子型溝ぶた



□横断溝の仕様

車いすのキャスターと溝ぶたの拡大図
1) 細目タイプ・溝ぶた



2) 丸穴あき型溝ぶた

